

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の内容 ※	<p>札幌市では健康増進法(平成十四年法律第三号)に基づく健康増進事業として「札幌市がん検診」及び「札幌市歯周疾患検診」を医療機関に委託し、実施している。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)別表第一の76項により個人番号を利用することができるのは、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 については、特定個人情報ファイルを主務省令に定める以下の事務で取り扱うこととする。</p> <p>○「札幌市がん検診」及び「札幌市歯周疾患検診」に関し以下の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診者管理等を行う業務 ・実施医療機関への委託料の支払いを行う業務 ・個別受診勧奨等、受診率向上に向けた施策を行う業務 ・統計業務 <p>≪左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)≫ 特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更もしくは個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	札幌市検診情報システム
②システムの機能	<p>健康増進法による、札幌市がん検診及び札幌市歯周疾患検診の受診者管理、実施医療機関への委託料の支払い等を行うシステムであり、次の機能を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 札幌市がん検診 <ul style="list-style-type: none"> ・受診者の履歴、受診医療機関、検診結果等の管理 ・実施医療機関への委託料支払機能 ・札幌市がん検診の個別受診勧奨等に係る対象者抽出 ・統計出力機能 2 札幌市歯周疾患検診 <ul style="list-style-type: none"> ・受診者の履歴、受診医療機関、検診結果等の管理 ・実施医療機関への委託料支払機能 ・札幌市歯周疾患検診の個別受診勧奨等に係る対象者抽出 ・統計出力機能 3 宛名システムからの送付先情報の連携機能 4 国保システムからの国保資格者情報の連携機能
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (国保システム)</p>

システム2	
①システムの名称	国保システム
②システムの機能	<p>国民健康保険法及びこれに基づく条例により、被保険者情報の管理を行うシステムであり、次の機能を有する。</p> <ol style="list-style-type: none">資格にかかる機能<ul style="list-style-type: none">資格の取得、喪失、変更等の情報の登録・管理被保険者証の作成及び被保険者証交付履歴の管理70歳以上75歳未満の被保険者に対する負担割合の決定及び高齢受給者証の作成賦課にかかる機能<ul style="list-style-type: none">保険料の決定及び保険料決定通知書の作成保険料の減免申請情報の登録及び変更決定保険料の特別徴収に関する管理給付にかかる機能<ul style="list-style-type: none">被保険者からの療養費等の申請情報の登録及び支給決定各種認定証(限度額適用認定証等)、特定疾病療養受療証の発行
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (札幌市検診情報システム、国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム)</p>
システム3	
①システムの名称	システム基盤(団体内統合宛名)
②システムの機能	<p>団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。</p> <ol style="list-style-type: none">団体内統合宛名番号の登録・管理 個人番号を把握したことを契機として、団体内統合宛名番号の付番と、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号取得が完了しているかの状況管理を行う。団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。セキュリティの管理 庁内各業務システム専用エリア利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (システム基盤(市中間サーバー、個人基本、税宛名、社会保障宛名)</p>

システム4	
①システムの名称	システム基盤(個人基本)
②システムの機能	<p>既存住基システムより住民基本台帳の情報を受領し、情報を再編成のうえ、庁内の住民基本台帳の情報を必要とするシステムへ、情報移転するためのシステム機能を有する。住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けているシステムにのみ住民基本台帳の情報を連携する。</p> <p>1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムで発生した異動データを受領し、情報連携が認められた情報移転先のシステムに、必要と認められた項目について送信する。</p> <p>2 住記異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信された異動データについて、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該異動データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で連携する。</p> <p>3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 番号法別表第二に基づき、世帯情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (システム基盤(市中間サーバー、団体内統合宛名、税宛名)、庁内各業務システム)</p>
システム5	
①システムの名称	財務会計システム
②システムの機能	<p>金融機関への口座振替依頼を行うシステム。 札幌市検診情報システムにおいては、確定した実施医療機関の委託料及びがん検診無料クーポン券事業の対象者のうち、がん検診無料クーポン券を送付する前に札幌市がん検診を受診した者への自己負担相当額の償還金申請者へ、金融機関を通して口座振込する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内各業務システム)</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
健康増進事業検診情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、適正な受診勧奨等、検診受診率向上に向けた分析・施策の実施に資することとなるとともに、個別受診勧奨文書の発送等の事務の効率化が図れる。
②実現が期待されるメリット	1 国保システムとの連携による受診動向の分析等 2 将来的には、無料クーポン券の使用履歴を他市町村と共有化することで、適切な送付・受診勧奨が可能 3 将来的には、他市での受診履歴も参照した受診勧奨が可能
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下、「利用条例」という。)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局保健所健康企画課
②所属長	健康推進担当課長 石川 奈津江
8. 他の評価実施機関	
—	